



職員の懲戒処分について

本日付けで、下記のとおり、1件の懲戒処分を実施しました。

全職員に対し、「住民の安全・安心を守るべき消防職員としての責務・立場」を自覚させるとともに、今一度、職員全員が公務員として高い倫理観を持って行動するよう、改めて指導し、再発の防止に努めてまいります。

地方公務員法違反職員の処分

1 被処分者 田村消防署 都路分署 消防副士長 20代 男性

2 処分内容 停職6月

3 処分年月日 令和8年6月25日（木）

4 事案概要 被処分者は、令和7年3月ごろから、令和8年3月ごろまで、複数回にわたり、アクセス権限のない消防基幹業務システムへ不正にアクセスし、人事関連の内部情報を閲覧、保存した。さらに、その内容を周囲の同僚職員数人に漏らした。

また、自所属の業務端末に、許可されていないウェブブラウザを無断でインストールし、勤務中に業務と関係のないウェブサイトを閲覧していた。

これらの行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）、同法第34条第1項（秘密を守る義務）及び同法第35条（職務に専念する義務）に違反するものである。

【お問い合わせ】

郡山地方広域消防組合消防本部

総務課 石井・影山

TEL：024-923-1692 FAX：024-923-1228